

矢作川水系河川整備計画

原案の概要

整備計画(原案)への反映について

(その1)

ご意見

○「河川環境の沿革」について、矢作川研究所や漁協のこれまでの活動について追加してもらいたい。

ご意見に対する考え方

○矢作川研究所や漁協のこれまでの取り組みを踏まえ、原案に記載します。

原案への反映箇所

■第1章第1節第4項 河川環境の沿革(P1-6)

平成6年(1994)には豊田市、矢作川漁協、枝下用水土地改良区が出資して「ひとつの川に、ひとつの研究所」という目標に第3セクターとして「豊田市矢作川研究所」を設立し、現在は豊田市役所の1部門として、矢作川と流域の森林を対象に、動植物の調査はもとより、河川環境、水源林、川の文化など多方面の調査、研究、広報活動を行っている。また、平成15年(2003)には矢作川漁業協同組合が「環境漁協宣言」を採択し、森・川・海的环境を一体的に改善する視点で、流域の市民、自治体、諸団体と共に、矢作川環境の改善と内水面漁業の振興に向けた取り組みを行っている。

整備計画(原案)への反映について

(その2)

ご意見

○「河川環境の沿革」で、根羽村は矢作川の水源として浄化槽の設置等を推進してきている。これらの取り組みについても記載して欲しい。

ご意見に対する考え方

○代表的な取り組みを記載していますが、合併処理浄化槽の設置促進も水質改善に寄与しているため、下水道整備とあわせ簡潔に記載します。

原案への反映箇所

■第1章第1節第4項 河川環境の沿革(P1-6)

び河川水質の改善に寄与している。さらに、各自治体は下水道整備、合併処理浄化槽事業等の実施により生活排水処理を積極的に推進しており、矢作川の河川水質の改善に寄与している。

整備計画(原案)への反映について

(その3)

ご意見

○河川環境の沿革について、豊田市の事業が記載されているが安城市の行っている事業(「矢作川水源の森」分収育林事業)も記載して頂けないか。

ご意見に対する考え方

○根羽村、安城市が行っている「矢作川水源の森」分収育林事業は、森林整備、維持管理などの整備において重要な取り組みであり、原案に記載します。

原案への反映箇所

■第1章第1節第4項 河川環境の沿革(P1-6)

点で水源かん養機能を高めるよう努めている。また、根羽村と安城市は、水資源のかん養と森林の保護を目的として「矢作川水源の森」分収育林事業を実施している。この事業では、平成3年度(1991)から平成33年度(2021)までの30年間、根羽村と安城市が「山のオーナー」として森林の共同経営を行っており、樹木の維持管理及び林道等の整備を進めている。流域の森林ボランティア6グループで構成される「矢作川森林ボランティア協

整備計画(原案)への反映について

(その4)

ご意見

○利水安全度の低い事を課題として記述して欲しい。流域圏としては支川の正常流量確保が課題なのではないか。

ご意見に対する考え方

○既存施設の利活用の推進、水利用の合理化等により、本川だけでなく、支川の正常流量確保に繋がるものと考えています。

原案への反映箇所

■第1章第2節第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題(P1-12)

流水の正常な機能を維持するため必要な流量(正常流量)については、平成18年(2006)4月に策定した「矢作川水系河川整備基本方針」において岩津地点で $7.0\text{m}^3/\text{s}$ と定められているが、昭和47年(1972)～平成18年(2006)の35年間の1/10 渇水流量は約 $2.4\text{m}^3/\text{s}$ であり正常流量を大きく下回っている。また、この期間で18年、22回の取水制限が実施されて~~おり、~~いるなど、利水安全度が確保できている状況にない。特に、近年で最も被害の大きかった平成6年(1994) 渇水での取水制限率は、農業用水 65%、水道用水 33%、工業用水 65%に及んだ。

整備計画(原案)への反映について

(その5)

ご意見

○地球温暖化による大規模渇水の発生も危惧される折、P1-17新しい課題で、治水面だけでなく利水の視点からの記述も必要と考える。

ご意見に対する考え方

○地球温暖化に対する利水面からの課題を追記します。

原案への反映箇所

■第1章第2節第6項 新しい課題(P1-17)

また、利水面では、年間降水量の変動幅が拡大し、渇水が頻発する等の懸念も指摘されていることから、社会経済活動に深刻な打撃を与えるような取水制限を回避するため、渇水時における対策の推進が必要となっている。一方、適切な水利用を進めるために、水利用実態の把握と水循環系の科学的検討を深め、健全化を進めることが求められている。

整備計画(原案)への反映について

(その6)

ご意見

○上流域は森林荒廃が激しく、森林保全(治山、治水、育林等)に苦慮しているため、国の関与も含め、もっと具体的な活動の内容を明記できないか。

ご意見に対する考え方

○森林保護の重要性を踏まえ、原案に記載します。

原案への反映箇所

■第1章第2節第6項 新しい課題(P1-17)

また加えて、地球温暖化に伴う動植物の生息・生育環境の変化もや森林などの植生変化も矢作川の河川環境と関係するため、関係機関と調整・連携しつつ、その変化のモニタリングと河川へ与える影響の学術的知見を積み重ねていくことが求められている。

整備計画(原案)への反映について

(その7)

ご意見

○「河道掘削・樹木伐採」について、鵜の首は大規模な開削を実施するので固有名称を記載できないか。

ご意見に対する考え方

○ご指摘の通り、鵜の首狭窄部開削について原案に記載します。

原案への反映箇所

■第3章第1節第1項1 水位低下(P3-2)

(1) 河道掘削・樹木伐開

河道整備流量を安全に流下させるために、豊田市内の鵜の首狭窄部の開削をはじめとした河道掘削や樹木伐開を行い必要な河道断面を確保する。水位低下対策として本支川・上下流バランスを考慮した河道掘削、樹木伐開を行う。

河川整備計画に定める事項

条文

政令第10条の3
一 河川整備計画の目標に関する事項

政令第10条の3
二 河川の整備の実施に関する事項

イ 河川工事の目的、種類及び施行の場
所並びに当該河川工事の施行により
設置される河川管理施設の機能の概要

ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の
場所

河川整備計画(原案)

第2章 P2-1～
P2-2 河川整備計画の対象区間(案)
P2-2～ 河川整備計画の対象期間(案)
P2-2～ 河川整備計画の目標(案)
治水、利水、環境、総合土砂管理

主な整備メニュー(案) P3-1～
治水、利水、環境、総合土砂管理

主な整備メニュー(案) P3-13～
維持管理

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

整備計画対象区間 P2-2

本計画の対象区間は、大臣管理区間、並びに本計画の目標達成に必要な施策を講じる必要がある指定区間及び流域とする。

整備計画対象期間 P2-2

矢作川水系河川整備基本方針に基づく当面の河川整備を目標とするものであり、その対象期間は、次節における整備目標に対し河川整備の効果を発現させるために必要な期間として概ね30年とする。

現時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後のこれらの変化や新たな知見、技術の進歩等により、対象期間内であっても適宜見直しを行う。

洪水、高潮等による災害発生の防止又は軽減に関する目標 P2-2

洪水による災害の発生の防止及び軽減に関する目標は、過去の水害の発生状況、流域の重要度やこれまでの整備状況等、矢作川の治水対策として計画対象期間内に達成すべき整備水準、「矢作川水系河川整備基本方針」で定めた長期的な目標に向けた段階的な整備等を総合的に勘案し、戦後最大洪水となった平成12年(2000)9月洪水(東海(恵南)豪雨)と同程度の規模の洪水が発生しても安全に流下させることとする。

さらに、計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合、整備途上での施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合には、その被害をできるだけ軽減するため、ソフト・ハード一体となった総合的な被害軽減対策を自助・共助・公助の精神のもと、関係機関や地域住民等と調整・連携して推進する。

河川名	地点名	目標流量	洪水調整施設による洪水調節量	河道整備流量	備考
矢作川	岩津	6,200m ³ /s	600m ³ /s	5,600m ³ /s	平成12年9月洪水対応

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

P2-4

河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標は、水利用実態を考慮し、景観や動植物の生息・生育等、河川本来の水環境の保全・再生に向け既存施設の利活用を図るとともに、関係機関と調整・連携して水利用の合理化を推進することにより、河川水の適正な利用に努め、流水の正常な機能を維持するため必要な流量の一部を回復させるものとする。

河川環境の整備と保全に関する目標

P2-4

河川環境の整備と保全に関する目標は、砂州が卓越する河川の中で、白い砂州、樹林、河口部のヨシ原、干潟等による多様な動植物の生息・生育環境の保全・再生、水質の改善、及び流域の人々に親しまれる川づくりを行うこととする。なお、矢作川の自然環境及び矢作川らしさを代表する景観については、治水に配慮しつつ保全に努める。

水質の改善については、矢作川が閉鎖性水域である三河湾への流入河川の一つであることも踏まえ、関係機関と調整・連携して流域全体の社会生活に起因する汚濁負荷量の低減に努めるとともに、矢作ダムにおいては、冷濁水の影響を緩和するように努める。

総合的な土砂管理に関する目標

P2-4

総合的な土砂管理に関する目標は、土砂生産域、ダム領域、河川領域、海岸領域における流砂の連続性を確保し、水系一貫とした土砂管理を行うこととする。土砂生産域においては、治山・砂防事業との連携を図りながら適切な土砂の流下に努める。ダム領域においては、矢作ダム及び下流の発電ダムとの調整・連携を図り、恒久的な排砂機能の確保に努める。河川領域においては、上流ダムから排出した土砂を適切に海岸領域まで流下させるよう、継続的なモニタリングにより土砂動態の把握に努める。海岸領域においては、関係機関で実施される干潟・浅場造成に対して、矢作ダムの堆積土砂を有効利用するなど連携に努める。

また、総合土砂管理に際しては、「森・川・海」といった水・物質循環に配慮し、流域一体となって生物多様性の維持に努める。

第3章 河川の整備の実施に関する事項

河川の整備の実施に関する事項 P3-1

河川の整備にあたっては、「洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」及び「総合的な土砂管理」というそれぞれの目的が調和しながら達成されるよう、本支川及び上下流バランスを考慮するとともに、風土や景観、親水性、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮する等、総合的な視点で推進する。さらに、緊急性に配慮しながら投資する費用と得られる効果・影響を考慮して計画的に河川整備を進めるとともに、調査・計画・設計施工・維持管理を一連のシステムとして捉え、モニタリング・評価を行い、計画・設計施工・維持管理にフィードバックさせるものとする。加えて、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関との情報の共有を図りつつ河川整備を実施する。

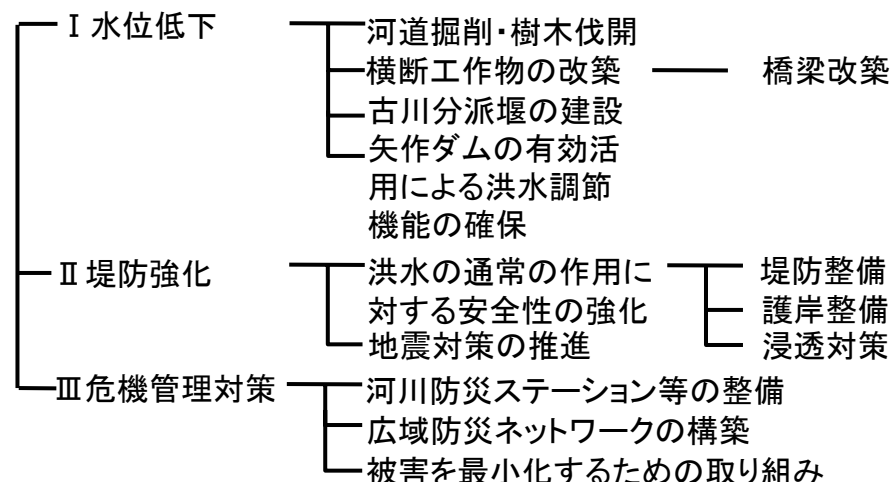
第3章 河川の整備の実施に関する事項

治水、利水

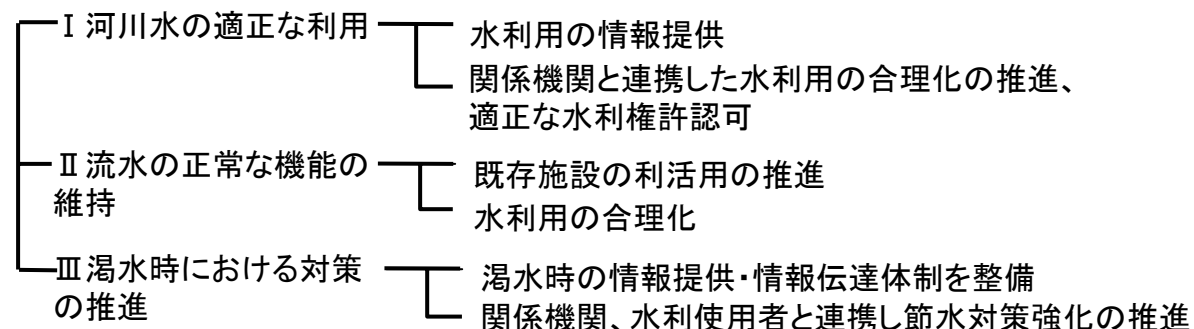
河川の整備の実施に関する事項
(政令第10条の3、二)

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項



第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項



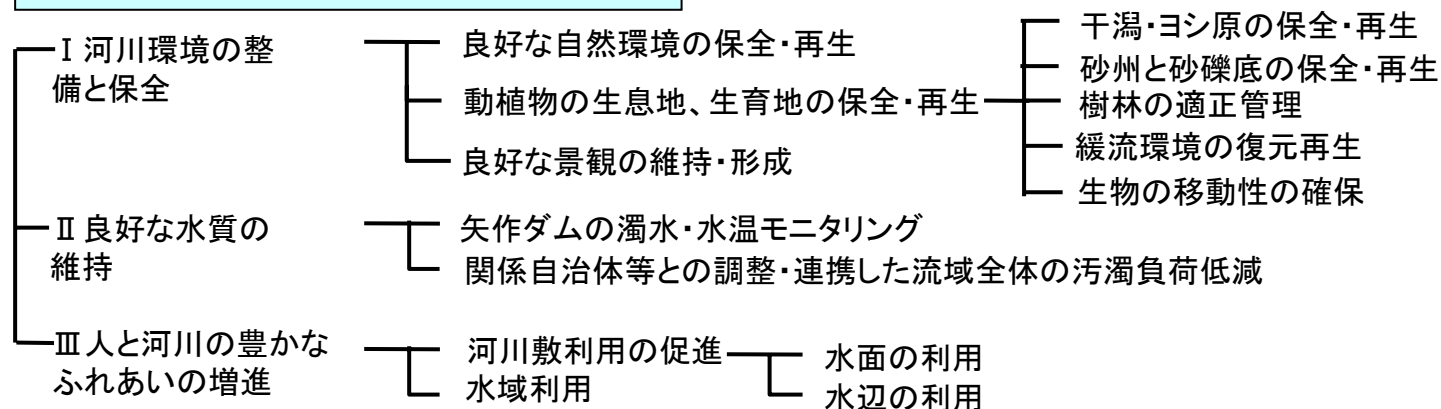
第3章 河川の整備の実施に関する事項

環境、総合土砂管理

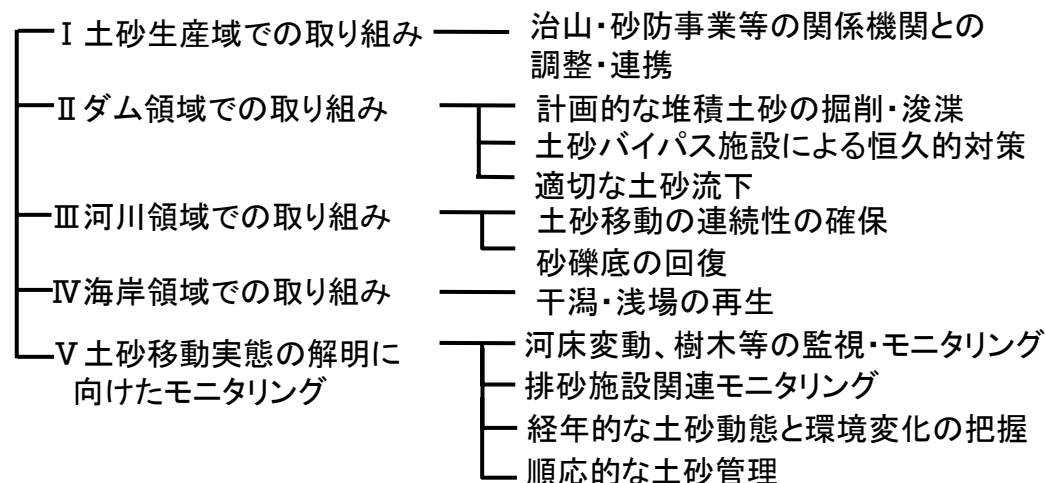
河川の整備の実施に関する事項
(政令第10条の3、二)

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

第3項 河川環境の整備と保全に関する事項



第4項 総合的な土砂管理に関する事項



第3章 河川の整備の実施に関する事項

維持管理、調和の取れた矢作川流域圏の実現に向けた取り組み

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

- I 堤防の維持管理
 - 堤防の維持管理
 - 堤防除草
- II 樋門・樋管・排水機場等の維持管理
 - 樋門樋管、排水機場等の維持管理
 - 老朽化に伴う施設更新
- III 河道の維持管理
 - 河床、河岸の維持管理
 - 樹木の維持管理
- IV 河川維持管理機器等の維持管理
 - 光ケーブル、監視用カメラの維持管理
 - 危機管理施設及び資材の維持
- V 許可工作物の適正な維持管理
- VI 流下物の処理
- VII ダム本体・管理設備等の改良・維持管理
- VIII ダム貯水池の維持管理
 - 貯水池及び周辺工作物の維持管理
 - 貯水池容量の維持
 - 流下物の処理
 - 貯水池及び下流河川の環境維持
- IX 危機管理対策
 - 洪水時等の管理
 - 水防等に関する連携・支援
 - 河川情報システムの整備
 - 水質事故対策

第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

- I 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
 - 適正な流水管理や水利用
 - 渇水時の対応

第3項 河川環境の維持に関する事項

- I 河川の清潔の維持
 - 不法投棄対策
 - 水質の維持
- II 地域と連携した取り組み
 - 河川愛護団体等との連携
 - 水源地域ビジョン等の実施
 - 河川利用・水面利用の適正化

第3節 調和の取れた矢作川流域圏の実現に向けた取り組み

第1項 流域圏一体化の取り組みに関する事項

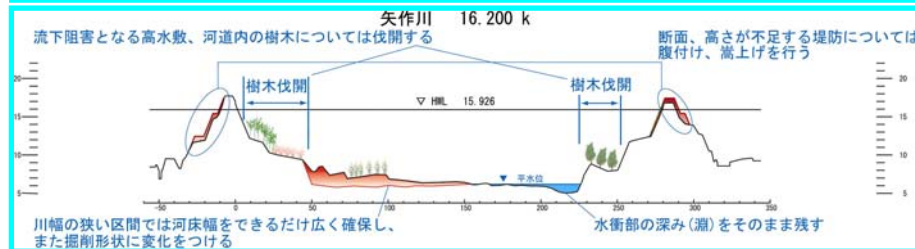
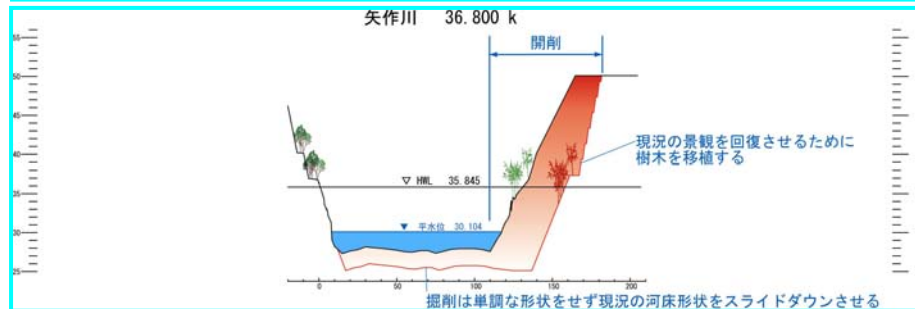
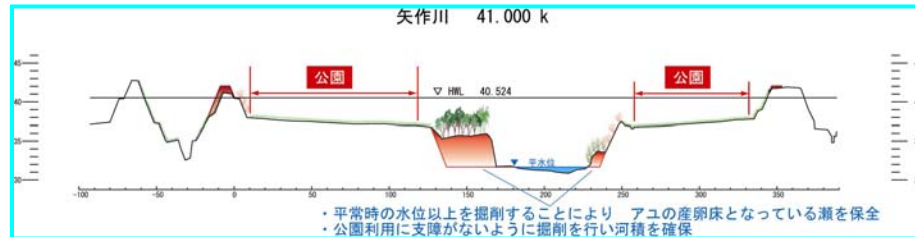
- I 流域圏一体化の取り組み
 - 流域圏住民・関係者の連携強化
 - 流域圏住民の啓発活動
 - 行政と住民が連携した調査・研究の充実
 - 河川を中心とした社会基盤形成及び地域の活性化

洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

水位低下

河道掘削・樹木伐開

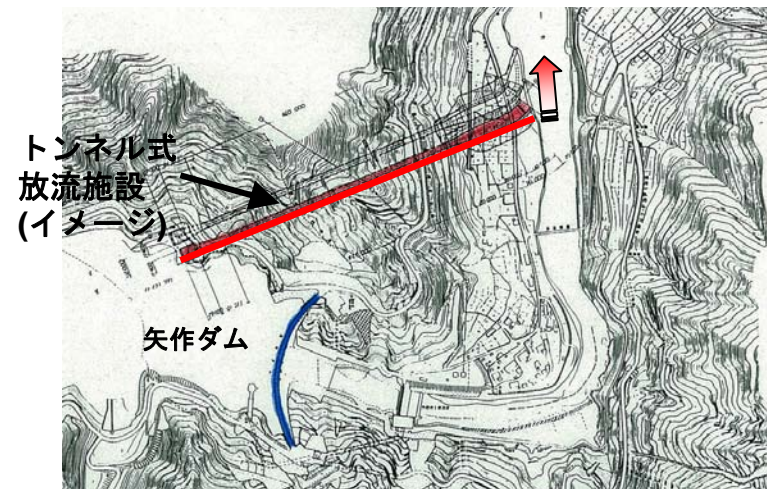
河道整備流量を安全に流下させるために、豊田市内の鶉の首狭窄部の開削をはじめとした河道掘削や樹木伐開を行い必要な河道断面を確保する。水位低下対策として本支川・上下流バランスを考慮した河道掘削、樹木伐開を行う。



※動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、必要に応じて代替措置等を行い環境への影響の低減に努める。

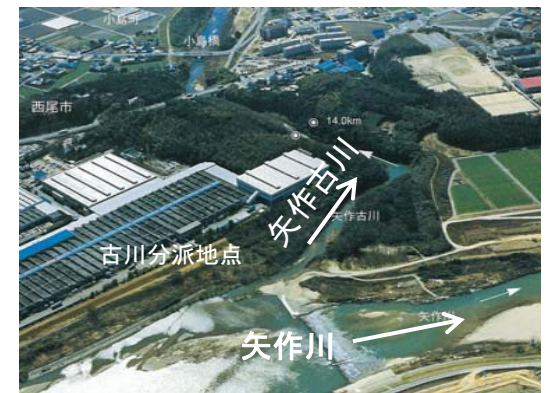
矢作ダムの有効活用

矢作ダムの効率的な洪水調節を行うために、放流設備を増強するとともに運用の見直しを行い、洪水調節機能の確保を図る。



古川分派施設の建設

分派施設は分派地点より下流本川の河道整備が完了した段階で建設するものとし、矢作古川への分派量は $200\text{m}^3/\text{s}$ とする。

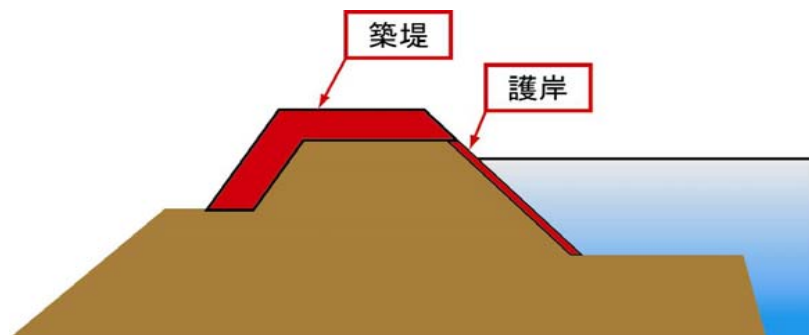


洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

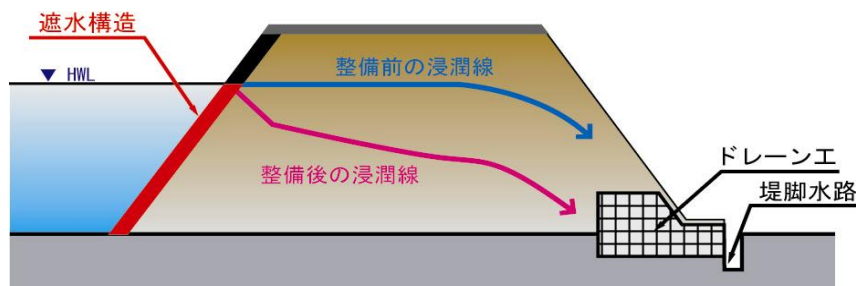
堤防強化

洪水の通常的作用に対する安全性の強化

- 断面が不足する堤防の整備を実施する。整備にあたっては、上下流、左右岸及び本支川のバランス、背後地の状況等を考慮し、安全度の低下する区間が生じないように努める。
- 洪水等による侵食から堤防や河岸を防護するため高水・低水護岸等を整備するとともに、河床低下及び局所的な深掘れにより既設護岸の根入れ不足が生じている箇所の根継ぎを実施する。
- 堤防の浸透に対する安全性を確保するために、堤防詳細点検結果を踏まえて対策を実施する。これらの対策については、決壊による被害ポテンシャル等を総合的に評価し、優先度を検討しながら実施する。
- 堤防整備に伴う樋門・樋管等の改築については、施設管理者と調整・連携し実施する。さらに、「堤防リフレッシュ事業」を実施する箇所
で堤防整備が必要な箇所については、関係自治体と調整・連携して実施する。



【築堤・高水護岸整備による堤防強化】



【浸透対策による堤防強化】



【低水護岸整備による堤防強化】

洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

危機管理対策

河川防災ステーション等の整備

○洪水や高潮による被害の軽減及び被災時の復旧・復興にかかる時間を極力短くするため、関係自治体と調整・連携し、情報の収集・伝達、災害復旧活動の拠点となる河川防災ステーション等を整備する。また、水防倉庫を関係機関と連携して整備するとともに、水防資機材を常備し、水防活動に利用するための備蓄土砂を確保するため第二種側帯を整備する。

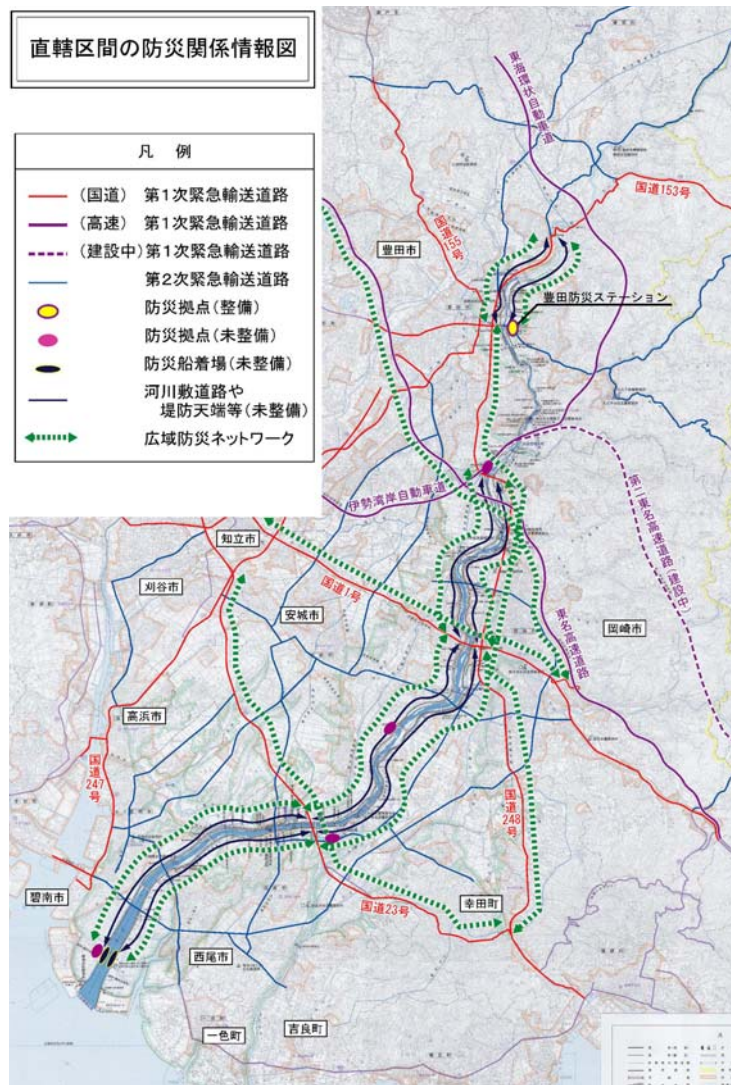


【防災ステーションの例（豊田市内39.4k付近左岸）】

広域防災ネットワークの構築

○矢作川流域には岡崎市、豊田市等の市街地が広がり、堤防の決壊等が発生した場合には甚大な被害が想定されることから、被災箇所を早期に復旧することが必要である。迅速な復旧活動を行うために、堤防天端等に設けた管理用通路の機能強化、沿川自治体と調整・連携を図りながら緊急輸送道路、高規格幹線道路等を含めた広域防災ネットワークの構築を図る。

【広域防災ネットワーク（案）】



河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の適正な利用

水利用の情報提供

○河川環境の保全・改善や既得用水の取水の安定化及び水資源の有効利用に資するため、水量の監視を行うとともに、水利使用者の協力を得ながら取水実態の把握に努める。なお、将来の水利調整が円滑に進むよう、水利用やダム運用に関する河川流量やダム貯水量等の情報を、インターネット等を活用し利害関係者、関係機関及び地域住民等に対して広く提供する。

矢作ダム運用状況(2008年6月20日時点)速報値(暫定値)

項目	9時現在
矢作ダム24時間流域平均雨量(mm)	8.8
矢作ダム水位(m)	290.53
利水用総貯水量(m ³)	38,900,000
弾力的運用貯水量(m ³)	1,070,000
全放流量(m ³ /s)	27.20
矢作ダム諸量	
【1】農業用水用(m ³ /s)	-
【2】上水道用(m ³ /s)	-
【3】河川(岡崎市岩津地点)試行補給量(m ³ /s)	0.00

矢作ダムホームページ
<http://www.cbr.mlit.go.jp/yahagi/>

関係機関と連携した水利用の合理化の推進、適正な水利権許認可

○河川水の適正な利用を図るために、用途間の転用やため池の保全等による既存施設の有効利用を促進させるとともに、関係機関と調整・連携し、生活排水や工業排水の再生利用等を促進させ、水利用の合理化を図る。これにより水供給の安定性を向上する。

○許可水利権については、水利権更新時に使用水量の実態や給水人口の動向、受益面積や営農形態の変化等を踏まえて見直しを適正に行うとともに、慣行水利権については、水利用実態の把握に努め、取水施設の改築等各種事業実施の機会を捉え、積極的に許可水利権化を進める。

浄化槽転用等*に関する補助制度のある市町村(H19.4 現在)

岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、大府市、知立市、高浜市、東郷町、東浦町、幡豆町、幸田町



*: 下水道の整備により不要になった浄化槽を雨水貯留用に改造したり、新たに雨水貯留槽を設置して、浸水対策のみでなく水の有効利用を図る。

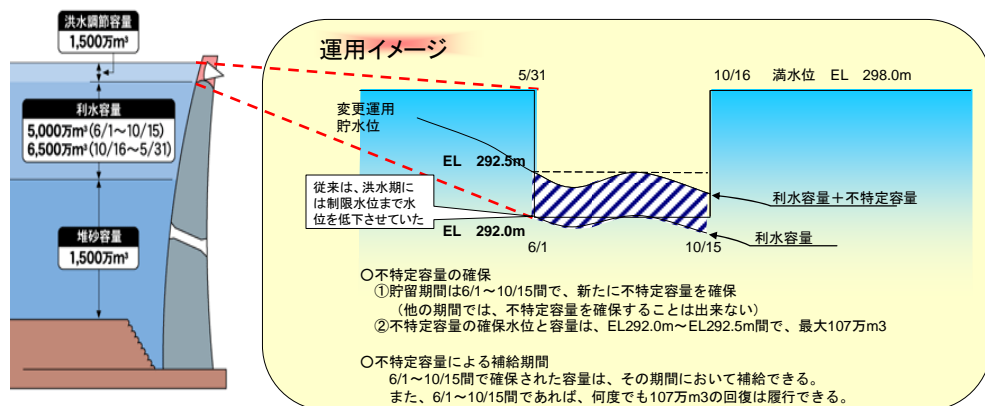
【出典: 西三河地域水循環再生行動計画(H20.3)】

河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

流水の正常な機能の維持・渇水時における対策の推進

流水の正常な機能の維持

- 矢作ダムの機能の維持に努めることに加え、現在矢作ダムにおいて試験中の弾力運用により維持流量の一部を回復するとともに、生態系等を考慮した流量変動について検討し運用に活かす等既存施設の利活用を推進する。
- 矢作川上流流域において発電事業者による発電所が数多く設置されており、近年、減水区間の解消に向け「発電ガイドライン」対象以外の発電所においても、地元要望等に配慮して発電事業者の協力を得て、流況改善が行われていることから、引き続き流域内における流況改善に向け協力を要請していく。



渇水時における対策の推進

- 渇水時において節水や水利調整が円滑に進むよう、関係機関及び地域住民に対し雨量、流量、ダム貯水量等の積極的な情報提供を行う。矢作川の流量や矢作ダムの貯水量が低下する等、渇水対策が必要になる恐れのある場合には、「矢作川水利調整協議会」を開催し水利調整を図る。

設立	昭和46年
目的	・矢作川水系における水利の実態を総合的に把握し、水利を一貫とする合理的な水利用の方策について協議し、もって水利用の円滑なる運営に資することを目的とする。
構成機関	国土交通省中部地方整備局 明治用水土地改良区 東海農政局 豊田土地改良区 中部経済産業局 矢作川沿岸土地改良区連合 愛知県 矢作川北部土地改良区連合 愛知県企業庁 中部電力株式会社 岡崎市

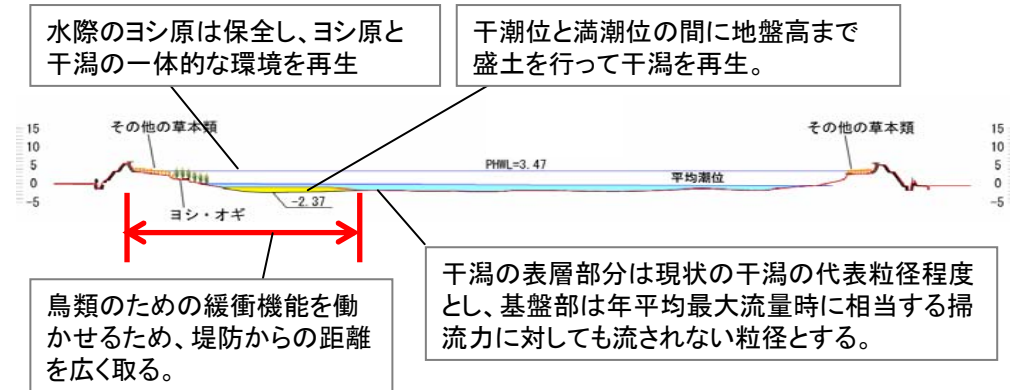
河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全

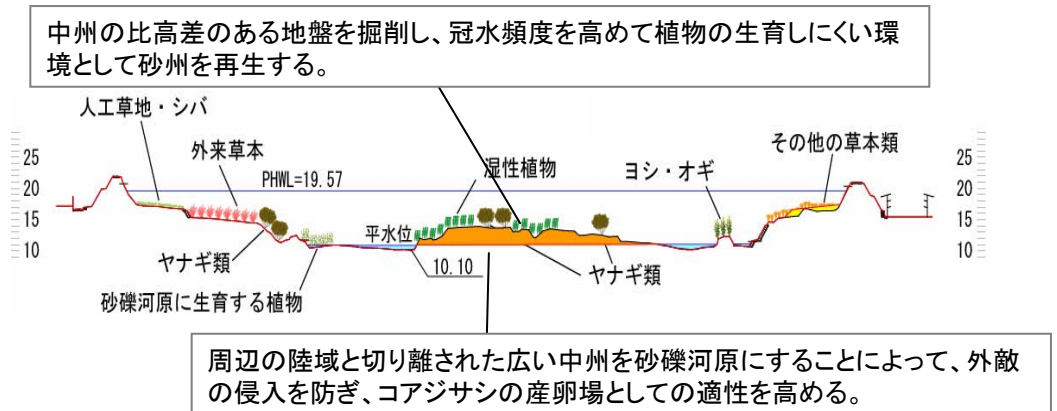
動植物の生息地、生育地の保全・再生

- シギ・チドリ類の渡来地であり、水質浄化が期待できるアサリ等の二枚貝類の生息場所となっている干潟の保全・再生に努める。
- カニ類、貝類、塩性植物の生息地・生育地、オオヨシキリ等の鳥類の繁殖地となっているヨシ原の保全・再生に努める。
- コアジサシの良好な繁殖場となる砂州の再生に努める。陸化した砂州については樹木を伐開し、表土を剥取る等再生に努める。
- スナヤツメやキイロヤマトンボ等の生息場として機能している砂礫底の再生に努める。
- 河道内の樹林については、竹林が拡大し広葉樹林等を駆逐しているため全体として単調化する傾向にあることから、竹林を伐開して広葉樹林の保全に努める。
- 淡水魚・両生類の産卵場等として機能しているワンド等の緩流環境の再生に努める。
- 一部の堰、床固め等河川横断工作物と河床低下が相まって魚類の移動に支障が生じている区間については、関係機関と調整し魚道の設置、改良を行うことにより水域の連続性を確保し、魚類の移動性の確保に努める。
- オオクチバスやシナダレスズメガヤ等の外来種については、侵入状況の調査を継続し、必要に応じて関係機関や地域住民及び住民団体等と調整・連携し駆除に努める。

【干潟の保全・回復】



【砂州の保全・回復】

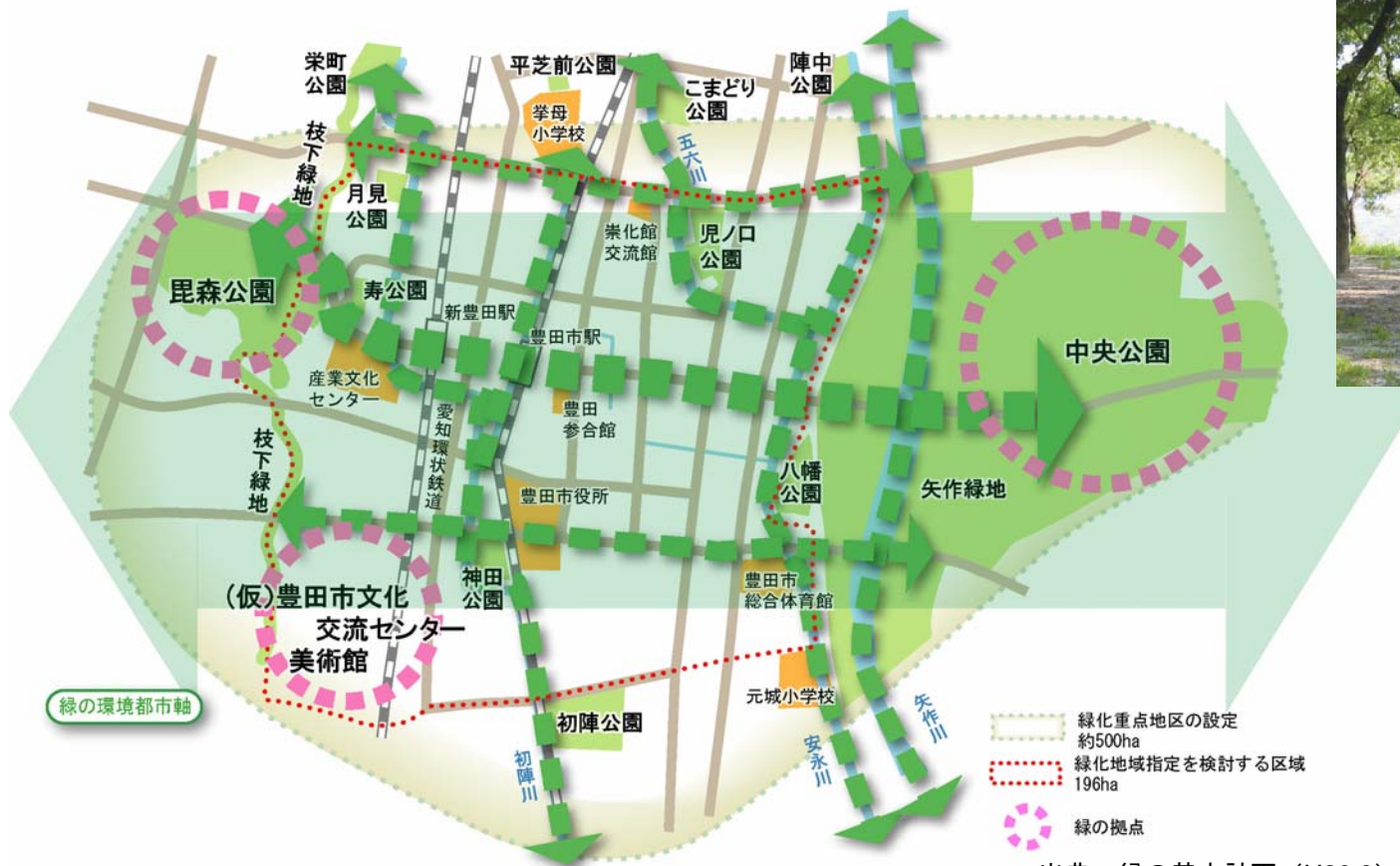


河川環境の整備と保全に関する事項

人と河川との豊かなふれあいの増進

人と河川との豊かなふれあいの増進

- 河川空間の利用を推進するため、矢作川を特徴づける河川景観や親水空間としての良好な水辺環境の保全・整備を図るとともに、関係機関等と調整・連携して「かわまちづくり」に資する水辺プラザ等の拠点の整備を実施する。
- 拠点の整備にあたっては、地域及び河川の特性を活かしたイベント、スポーツ、自然体験活動等に利用できるように親水性に配慮する。



古峯水辺公園



矢作緑地

出典：緑の基本計画（H20.3）（豊田市）

総合的な土砂管理に関する事項

土砂生産域での取り組み

○洪水時の急激な土砂流出を防止するとともに、必要な土砂を下流へ供給するため、治山・砂防事業等の関係機関との調整・連携に努める。

ダム領域での取り組み

○計画的に堆積土砂を掘削・浚渫するとともに、土砂バイパス施設による恒久的な堆砂対策を実施する。
○排砂施設の規模、運用方法については、土砂流下による下流河川への効果・影響を調査・検討の上実施する。矢作ダム下流への土砂供給に際しては、発電ダム等との調整・連携を図り適切な土砂の流下に努める。



各施設の配置イメージ例

河川領域での取り組み

○土砂移動の連続性を確保するために、掃流力のバランスに配慮した河道とする。
○供給土砂量の増加に伴い土砂が堆積しやすい箇所については、維持掘削等の措置の検討を行うとともに河道内樹木の管理を行う。
○河川領域では矢作川本来の姿である砂州及び砂礫底の回復を図る。

海岸領域での取り組み

○河川からの土砂供給により、干潟・浅場の保全に努めるとともに、海域環境や漁場環境を保全、創造するため、関係機関で実施される干潟・浅場造成に対して矢作ダムの堆積土砂を有効利用するなど連携に努める。

土砂移動実態の解明に向けたモニタリング

○排砂により河道に流下する土砂量と粒度分布の把握を行う。
○河道については、定期的及び出水前後の河床変動、樹林化の進行状況等についてモニタリングを実施し、経年的な土砂動態と環境変化を把握に努め、土砂対策に反映し、順応的な土砂管理を推進する。

河川の維持管理に関する事項

堤防の維持管理

- 平常時や出水時の河川巡視・点検を行い、堤防や護岸の沈下、損傷状況や施設の老朽化の状況等を適切に把握し必要な対策を実施する。
- 河川巡視や水防活動が円滑に行えるよう管理用通路の適正な維持管理を行う。管理用通路と一般道路を兼用している堤防の天端については、堤防裏小段を一般道路として開放する「堤防リフレッシュ事業」を関係自治体と調整・連携して進め、兼用施設の解消に努める。

河道の維持管理

- 洪水等により河道内に堆積した土砂が洪水の流下等に支障となる場合には、瀬や淵、動植物の生息・生育等、河川環境にも配慮した上で河道掘削等適切な措置を講じる。
- 河道内の樹木の繁茂による河積阻害や偏流による河川管理施設への影響等を防止するため、河川巡視等により河道を監視し必要に応じ伐開等を行う。



河道内樹木繁茂状況

河川維持管理機器等の維持管理

- 光ケーブル・河川監視用カメラ等の機器は、データの観測や通信が常に適正な状態で行えるよう保守点検・整備を行い、情報の一元化等により効率的な管理に努める。

ダム貯水池の維持管理

- 定期的に測量を行い貯水池内の土砂堆積状況を把握し、計画的に掘削・浚渫、土砂バイパス施設による排砂を実施する。
- ダム貯水池への流木・ゴミ等の流下物は、ゲートの破損や操作の支障、下流河川の横断工作物や、河川利用及び河川環境等への支障となるため、除去に努める。
- ダム貯水池及び下流河川の水質を定期的に監視するとともに、選択取水設備、濁水防止フェンス等の適切な運用や改良・整備により、冷濁水放流の防止・軽減を図り、貯水池及び下流河川の水質環境の保全・維持に努める。



矢作ダムの堆砂対策



矢作ダムの流木処理

危機管理対策

- 出水期前に重要水防箇所の合同巡視や情報伝達訓練、水防技術講習会、水防訓練等を実施するとともに、地方公共団体の洪水ハザードマップ作成の支援を行う。
- 水質事故発生時には、「豊川・矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会」を構成する関係機関と調整・連携し、事故状況、被害状況及び原因等の情報の迅速な伝達と的確な対策を行い、被害の拡大防止を図る。

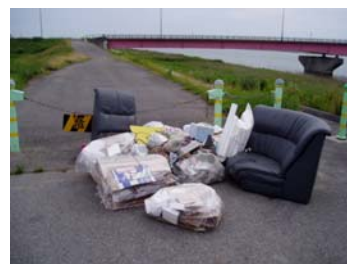
河川の維持管理に関する事項

河川の清潔の維持

- 不法投棄については、日常の河川巡視や住民からの通報を活用し早期発見に努めるとともに、投棄者や所有者が特定できるものについては、速やかに撤去処分を指導する。
- 不法投棄マップの作成等を行い、地域住民への啓発活動を行う。
- 日々の河川巡視、定期的な水質調査及び水質自動監視装置により河川の水質を継続して監視する。
- インターネット等を活用し広く情報提供を行ない、水質改善を啓発するとともに、関係機関や地域住民との調整・連携のもと、流域一体となった汚濁負荷量の低減に努める。

地域と連携した取り組み

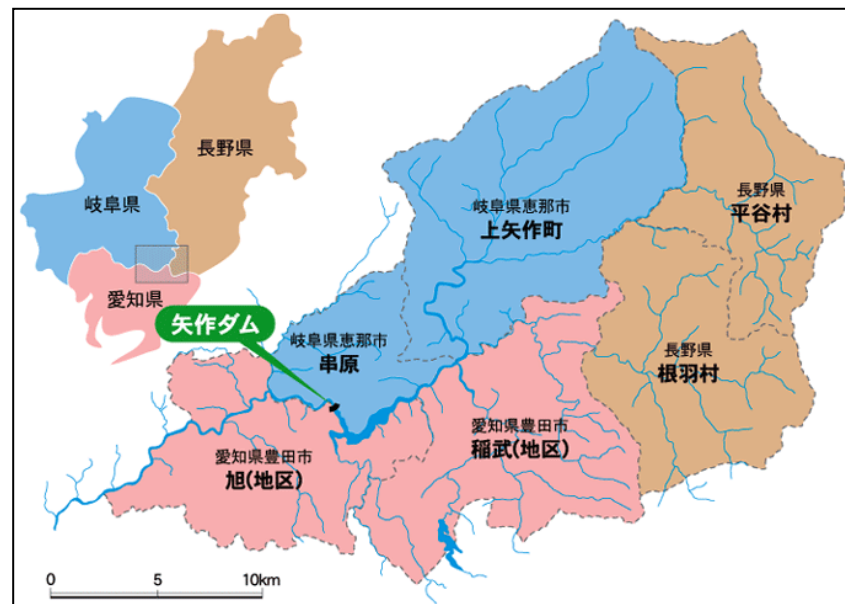
- 河川愛護団体、NPO、市民団体、地域住民等と調整・連携するとともに、協働による河川清掃活動等、地域住民等の自主的な参画による活動を促進し、地域と一体となった河川管理を推進する。
- 矢作ダム地域の周辺自治体、関係住民団体で構成する矢作水源フォレストランド協議会により、水源地域ビジョンで計画された水源地域活性化方策を積極的に実施する。
- 矢作川水系環境管理基本計画を踏まえ、地域住民や関係機関等と連携・調整し、水面をはじめ、河川空間の維持・保全に努めるとともに河川利用マナー向上の啓発等、河川空間利用の向上を図る。
- 河川の安全な利用の向上を目指して、危険箇所の把握、解消及び注意喚起等に努めるとともに、「矢作川水系水難事故防止連絡会」を構成する関係機関と調整・連携し対策を実施する。
- 不法耕作、不法占用等については、違反行為の是正・適正化を行うよう関係機関と調整・連携して取り組む。



ゴミの不法投棄



川と海のクリーン大作戦



「矢作水源フォレストランド協議会」

矢作ダム水源地域の総称であり、3県4自治体(6地区、愛知県旭地区・稲武地区、岐阜県串原・上矢作町、長野県根羽村・平谷村)で構成。水源地域ビジョンに基づいた活動を展開。

調和のとれた矢作川流域圏の実現に向けた取り組み

流域圏住民・関係者の連携強化

○河川管理者だけでは解決できない課題に対して流域一体となって取り組むために、河川管理者が中心となり矢作川流域圏に
関係する各組織のネットワーク化を図り連携を強化していく。
○各組織や団体が実施している森林保全、水質保全、三河湾再生
に向けた取り組み等について、今後のさらなる充実に向け行政、
住民、学識者等が情報共有、意見交換を実施し、さらに課題を解
決するための場として新たな枠組み(流域圏懇談会(仮称))を検
討していく。

流域圏住民の啓発活動

○矢作川流域圏に関わる者の“流域は一つ、運命共同体”という
意識を醸成するため、行政及び住民が流域圏におけるそれぞれの
役割を認識するための啓発活動に協力する。

行政と住民が連携した調査・研究の充実

○河川整備計画を実施していく上でのフォローアップとして、行政・
住民等が連携して定期的な環境調査や水質監視、土砂動態調査
を実施し、流域の河川や森林等の現状や変化等を把握する。

河川を中心とした社会基盤形成及び地域の活性化

○流域圏が一体となった取り組みにより安心・安全を確保し、水資
源の有効な活用及び安定した供給を目指すとともに、豊かな潤い
のある河川環境を保全することで河川を中心とした社会基盤を形
成し地域の活性化につなげていく。



矢作川流域圏のあり方を検討する視点 “流域は一つ、運命共同体”

- ①流域圏住民・関係者の連携強化
- ②流域圏住民の啓発活動
- ③行政と住民が連携した調査・研究の充実
- ④河川を中心とした流域の社会基盤形成及び地域の活性化

調和のとれた矢作川流域圏の実現



矢作川水系河川整備計画

治水事業の費用対効果

治水事業の費用対効果 (河川整備計画)

河川改修事業及び矢作ダム増強事業に要する総費用(C)、事業の実施によりもたらされる総便益(B)、これをもとに算出される費用便益比(B/C)は下記の表のとおりとなる。

事業内容	総便益：B (億円)	総費用：C (億円)	費用対効果： B/C
河川整備計画	7,912	438	18.1

総便益：評価時点を現在価値化の基準時点とし、治水施設の整備期間と治水施設の完成から50年間までを評価対象期間にして、年平均被害軽減期待額を割引率を用いて現在価値化したものの総和

総費用：評価時点を現在価値化の基準時点とし、治水施設の整備期間と治水施設の完成から50年間までを評価対象期間にして、事業費と維持管理費を割引率を用いて現在価値化したものの総和

事業費：治水施設の完成に要する費用

維持管理費：治水施設の維持管理に要する費用

割引率：「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一的運用指針」により4%とする。

※評価基準年：平成20年度（平成20年度現在価値）

※評価対象事業：整備計画事業に位置づけられた一連の事業

※実施済の事業費は実績値を反映

※総便益は整備実施による浸水被害軽減額より積算

注) 事業計画に係るデータ等については、変更の可能性がある。

治水事業の費用対効果 (上矢作ダム建設事業)

基本方針における上矢作ダム建設事業に要する総費用(C)、事業の実施によりもたらされる総便益(B)、これをもとに算出される費用便益比(B/C)は下記の表のとおりとなる。

事業内容	総便益：B (億円)	総費用：C (億円)	費用対効果： B/C
上矢作ダム建設事業	1,173	518	2.3

総便益：評価時点を現在価値化の基準時点とし、治水施設の整備期間と治水施設の完成から50年間までを評価対象期間にして、年平均被害軽減期待額を割引率を用いて現在価値化したものの総和

総費用：評価時点を現在価値化の基準時点とし、治水施設の整備期間と治水施設の完成から50年間までを評価対象期間にして、事業費と維持管理費を割引率を用いて現在価値化したものの総和

事業費：治水施設の完成に要する費用

維持管理費：治水施設の維持管理に要する費用

割引率：「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一的運用指針」により4%とする。

※評価基準年：平成20年度（平成20年度現在価値）

※評価対象事業：整備計画事業に位置づけられた一連の事業

※実施済の事業費は実績値を反映

※総便益は整備実施による浸水被害軽減額より積算

注) 事業計画に係るデータ等については、変更の可能性がある。